

福岡県公報

令和元年7月19日
第 22 号

目次

告示(第155号)

○青少年に有害な図書類の指定 (青少年育成課) …………… 1

公告

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 1

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等
(中小企業振興課) …………… 1○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等
(中小企業振興課) …………… 2○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等
(中小企業振興課) …………… 3

○都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 3

○都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 3

○都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 3

○大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 3

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 4

○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) …………… 4

○落札者等の公示 (警察本部会計課) …………… 5

監査委員

○包括外部監査事務を補助する者でなくなったことの告示
(監査委員事務局総務課) …………… 5

○監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局特別監査室) …………… 5

告示

福岡県告示第155号

福岡県青少年健全育成条例(平成7年福岡県条例第46号)第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

令和元年7月19日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代8月号	雑誌15183-08	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるため。

公告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和元年7月19日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
那珂川市大字安徳字ウソ492番1及び492番5
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那珂川市仲二丁目2番2号3-206
梅崎 亮太 梅崎 真知子

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴収した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年7月19日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ビバモール東水巻
- (2) 所在地 遠賀郡水巻町吉田南五丁目600番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴収した意見の概要

(1) 騒音の発生に係る事項

騒音規制法・振動規制法の特定施設に該当する施設を設置する場合は当町に届け出ること。また、資材の搬出入や、食品の加工等に起因する騒音、振動、悪臭等で近隣住民の生活環境を害することが無いようにすること。

(2) 廃棄物に係る事項等

店舗から排出される事業系一般廃棄物に関して、事前に遠賀・中間地域広域行政事務組合に連絡を行い、組合から紹介のあった地域の担当収集業者と、ごみ集積場所やごみ収集車の経路等の調整をすること。

(3) その他

ア 当町や地域住民、関係団体と相互に連携し、地元商工会への加入、町内で行われるイベントへの協力、地域経済団体等の活動や地域的美観・景観等生活環境推進へ協力すること。

イ 店舗開設にあたり、時期や内容等を地域住民に十分周知すること。

ウ 開店後に、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす可能性がある場合は、適切な対策について当町、地域住民等と誠意をもって協議・対応すること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴収した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年7月19日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ飯塚市椿店
- (2) 所在地 飯塚市椿字北町122番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴収した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項について

意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 防災・防犯対策への協力について

・施工中、施工後に関わらず、いかなる災害も誘因することがないように施工すること。

・店舗駐車場への適切な照明の設置を行い、周辺地域での防犯・非行防止対策として協力をお願いする。

(5) 騒音の発生に係る事項

・関係法令を遵守するとともに、騒音・振動・粉じんについて、周辺住民の生活環境に悪影響を与えることがないように、十分に配慮いただくようお願いする。

(6) 廃棄物に係る事項等

・ごみの排出は飯塚市指定のごみ袋（事業所用）を使用すること。

・ごみの収集及び運搬は穂波地区収集許可業者と直接契約をお願いする。

(7) 街並みづくり等への配慮等について

意見なし

(8) その他

- ・隣接地・水路に店舗からのごみ等が入り込まないように注意すること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年7月19日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン八女
- (2) 所在地 八女市大字蒲原字志ノ江988外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福津市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和元年7月19日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画用途地域の変更（令和元年7月1日福津市告示第139号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福津市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和元年7月19日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画高度地区の変更（令和元年7月1日福津市告示第140号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福津市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和元年7月19日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の変更（令和元年7月1日福津市告示第141号）

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年7月19日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年7月2日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス上津バイパス店
- (2) 所在地 久留米市藤光一丁目50-1外5筆、藤光一丁目55外1筆

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和2年3月3日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,433.912平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物1階	32
隔地駐車場	16
合計	48

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物南東側	10

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物南側	27

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内南西側	4.65

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時00分～午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
4箇所	建物敷地北側及び南側 隔地駐車場北側及び東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後11時00分

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年7月19日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市潤三丁目456番1、456番2、458番1から458番4まで、459番1及び459番3から459番5まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糸島市前原中央二丁目2番27号

有限会社舌間商事

代表取締役 舌間 寛士

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年7月19日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年6月24日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 水巻町土地利用計画店舗
(2) 所在地 遠賀郡水巻町吉田南五丁目600番1 外

3 大規模小売店舗の名称

- (変更前) (仮称) ビバモール東水巻
(変更後) 水巻町土地利用計画店舗

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年7月19日

福岡県知事 小川 洋

1 契約の名称

交通事故管理システム情報分析装置賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

令和元年6月6日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
(2) 住所
福岡市博多区御供所町1番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

132,580,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成31年4月26日

監査委員

福岡県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第8項の規定により、包括外部監査人工藤重之から次の者に監査の事務を補助させる必要がなくなったことについて通知があったので、同条第9項の規定により、次の者が包括外部監査人工藤重之を補助する者でなくなったことを告示する。

令和元年7月19日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	長裕海

氏名及び住所

氏名	住所
渡邊 ひとみ	福岡県福岡市南区大橋団地2-704

監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した知事部局、教育庁及び警察本部の78機関について実施した随時監査結果の報告（平成31年3月18日30監総第895号）に基づき、知事及び教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年7月19日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	長裕海

1 農政第494号
令和元年7月1日

福岡県監査委員

藤山 泰三 殿

同 同

行正 晴實 殿
岩崎 勇之 殿

福岡県監査委員職務執行者

江藤 秀之 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成31年3月18日30監総第895号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
<p>農林水産部 農山漁村振興課</p>	<p>緊急用前渡資金において、資金を受け入れないにもかかわらず、支出命令者は預金通帳の残高との照合を怠ったまま、前渡資金差引簿の繰越の承認を毎月行っているなど、事務処理が著しく不適正であった。</p>	<p>毎年度、出納員や担当者を財務会計事務研修に参加させることとした。 資金受入日には、速やかに通帳にて入金を確認し、その写しを前渡資金差引簿に添付することとした。 また、毎月、出納員及び課長補佐が必ず預金通帳残高と差引簿残高が合致しているかを確認することとした。さらに、会計事務の手引きを所定の場所に配備して事務手続きの確認ができるようにした。 これらの取組により、再発防止を図ることとした。</p>

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
農 林 水 産 部	<p>耐久性のある需用品の管理について、管理物品一覧表及び物品貸出簿の整備が不十分だったため、物品が適正に管理されていなかった。</p> <p>なお、昨年度の随時監査では、平成27年度に購入した耐久性のある需用品が確認できなかった。</p>	<p>耐久性のある需用品について、管理方針を統一した上で、物品台帳の整備を行った。</p> <p>また、物品使用簿を作成し、係長以上の者を物品管理の責任者として、物品の貸出・返却の確認を徹底した。</p> <p>物品を廃棄する場合においては、物品管理の責任者を通じ、総務課に報告の上、物品を引き渡すように徹底を図った。</p>

1 県土総第526号
令和元年7月1日

福岡県監査委員

同

同

福岡県監査委員職務執行者

藤山 泰 殿

行正 晴 殿

岩崎 勇 殿

江藤 秀 之 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成31年3月18日30監総第895号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

指摘事項

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部 京築県土整備事務所	平成25年度に購入した耐久性のある需用品について、現物の確認が出来なかった。	需用品管理一覧表に掲載漏れがないか確認し、耐久性のある需用品すべてについての管理状況を明確にした。 また、委託業者に貸与する物品についても、庁舎管理用貸与物品一覧表を作成し、物品の所在を明確にし、定期的に所在の確認を行うこととした。 さらに、耐久性のある需用品には、管理する課(係)ごとに色シール及び物品管理番号のシールを貼り、管理を容易にした。

1 商政第361号
令和元年7月1日

福岡県監査委員

殿 殿 殿 殿
三 實 勇 之
泰 晴 秀 之
山 正 崎 藤
藤 行 岩 江

福岡県監査委員職務執行者

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成31年3月18日30監総第895号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
商工部	平成26年度と同様に、郵便切手等出納整理簿の残数と現物の数が一致していなかった。	<p>切手等の使用については、担当者が郵便切手等出納整理簿の記載を行うこととし、その上で所属長に承認を受け、出納員が払出し枚数と記帳内容の照合を行い払出すこととしました。このことを職員全員に周知徹底した。</p> <p>また、月末には出納員が郵便切手等出納整理簿と現物とを照合のうえ、残数の翌月への繰越の記載を行うことを徹底した。</p>

1 教財第269号
令和元年7月1日

福岡県監査委員

同 藤山 泰 殿
同 行正 三 殿
同 岩崎 實 殿
福岡県監査委員職務執行者 江藤 秀 之 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成31年3月18日30監総第895号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

注意事項

記

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教 育 庁	金庫の中に取得経緯及び所有者が不明である金券が多数あり、長期間に渡りその存在を把握できていなかった。	金券は、すべてが公金に関するもの以外であることを確認した。 これらの金券については、物品台帳を作成のうえ、出納員を通じ管理を行うこととした。